平成２２年（フ）第４１７号
横浜市鶴見区東寺尾１丁目36番23号
債務者　神谷　益美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４２６号
横浜市中区本牧満坂127番地
債務者　加藤　晶己
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４０号
横浜市鶴見区尻手３丁目８番21号　ニューウイング301号
債務者　工藤　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４９号
横浜市瀬谷区橋戸２丁目16番地３　青葉ハイツＡ―103
債務者　村野　博文
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８２号
横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ６―710号
債務者　三木田好弘
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４９６号
横浜市緑区三保町1366番地１　グランドパレス三保301号
債務者　冨永　　博
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４２号
神奈川県藤沢市大鋸１丁目１番14号　リヴィエール藤沢202号
債務者　木下桂一こと　李　　桂植
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４８号
横浜市中区寿町３丁目12番地７　ゆめかいかん本館112号室
債務者　山田　利雄
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５１号
横浜市栄区公田町740番地　９棟411号
債務者　猿渡　由紀
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１９７号
仙台市青葉区みやぎ台１丁目31番１号、住民票上の住所仙台市泉区将監６丁目４番33―42号
破産者　神垣　邦彦
1　主文　当裁判所が平成22年２月23日午後５時になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の現住所が「仙台市泉区みやぎ台１丁目31番１号」とあるのを「仙台市青葉区みやぎ台１丁目31番１号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年３月16日
仙台地方裁判所第４民事部

破 産 終 結

平成１５年（フ）第３１８３号
宮城県多賀城市町前３丁目５番35号
破産者　株式会社六合
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要旨　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了により計算を承認し、終結した。
仙台地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成１９年（フ）第４１８号
奈良県橿原市五井町171番地の１
破産者　橿原生コンクリート株式会社
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第３５２号
奈良県橿原市縄手町279番地の９
破産者　株式会社大幸工務店
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第３９０号
奈良県高市郡高取町大字与楽212番地
破産者　森　　義晃
1　決定年月日　平成22年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第６３号
宮城県登米市東和町米川字町裏58番地
破産者　株式会社阿川建設
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所登米支部

平成１９年（フ）第４１１号
千葉市若葉区西都賀３丁目14番５号
破産者　株式会社コム企画
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２２０５号
名古屋市天白区焼山１丁目704番地
破産者　天徳工業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部